

回覧													

消費生活センターだより

No.131

発行日

R4. 3. 1

令和4年4月1日から

成年年齢が20歳→18歳に！

成年年齢の引き下げにより、令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。成人すると社会から大人として扱われ、自分の意思や責任で行動することを求められます。また、未成年者契約を保護する制度も適用されなくなります。

18歳からできること

- ・親の同意なしでの契約
- ・クレジットカードの作成
- ・結婚（男女ともに18歳に統一） など

20歳からでかわらないもの

- ・喫煙年齢、飲酒年齢
- ・競馬、パチンコ等の公営ギャンブル
- ・国民年金の加入義務 など

■親の同意なしで「アパートを借りる」、「スマホを買う」、「車を買うためのローンを組む」など大きな金額の買い物や責任を伴う契約ができるようになります。

■契約書がなくても、口約束で契約は成立します。支払いは可能か、本当に必要かをよく考え、責任をもって契約しましょう。



これを機会に家族で成人や契約について話し合い、理解を深めておくことをお勧めします。万が一トラブルにあった場合は、すぐに相談してください。

裏面に18歳、19歳の新成人が狙われやすい契約トラブルを掲載しています。→→→



いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター まてのすけ

消費生活センターは消費生活に関する相談窓口です。専門の相談員が契約トラブル等の相談を受け付け、助言や必要に応じてあっせんを行います。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

久慈市・久慈広域消費生活センター ☎0194-54-8004

多重債務者 弁護士無料相談

借金問題でお悩みの方のために、弁護士による無料法律相談会を開催しています。
一人で悩まず、弁護士や相談員と一緒に解決方法を見つけましょう。

相談日：3月24日(木)
時間：午前10時～午後3時(一人40分間)
問い合わせ：**要予約** 久慈市・久慈広域消費生活センター
☎ 0194-54-8004



※相談時間に限りがありますので、事前に消費生活相談員と打ち合わせをおすすめします。
※多重債務以外の相談も可能ですので、お問い合わせください。

令和3年度、4年度
久慈市・久慈広域消費生活センター

出張相談会開催中!

悪質商法などの消費生活トラブル、多重債務でお困りの方は、お気軽にご利用ください。

洋野町民文化会館 セシリアホール	野田村 総合センター	洋野町役場 大野庁舎	普代村役場
3月7日(月)	3月14日(月)	3月28日(月)	
4月4日(月)	4月11日(月)		4月18日(月)

- **要予約** ①13:30～14:10 ②14:10～14:50 ③14:50～15:30
※予約の受付は、当日10時までです。

※予約がない場合、消費生活相談員の派遣は中止となります。

- 相談内容に関係する書類などは、忘れずにご持参ください。
【予約・問い合わせ】 久慈市・久慈広域消費生活センター

☎0194-54-8004



消費生活 NEWS



18歳、19歳の新成人が 狙われやすい契約トラブル(一例)

- SNSやマッチングアプリで知り合った人から紹介された副業 SNS上の知り合いから「誰でも簡単に稼げる」と言われ紹介してもらった副業でマニュアルを購入したが全く収入が得られない。
- お試し1回のつもりで注文した購入回数に縛りがある定期購入 1回限りのお試し価格で商品を購入したが、3回購入が条件の定期購入だった。総額で4万円近く支払わなければ解約できない。
- 月々定額で支払いが楽??クレジットカードのリボ払い いくらカードを使っても毎月の返済は一定で楽!と思っていたら利息が高額で返済してもなかなか残額が減らない。